

1 申請書の提出

申請者（研究責任者）は、決められた提出日までに事務局（広報・企画室）へ「研究倫理審査申請書」を1部（片面印刷）提出する。

申請書の他に、研究計画書、研究対象者への同意が必要な場合は説明文書・同意書並びに同意撤回書、研究分担者等全員の利益相反自己申告書（学生も含む）を提出する。

※研究計画書の記載事項は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドダンス」第7（P63～）に基づくものとする。

2 事前審査

- ・申請書を2名の委員により審査し、「事前審査結果票」を事務局から申請者に送付する。
- ・申請者は、事前審査結果票の意見等を反映した申請書等を再度、事務局へ提出（差替え）する。

3 部局審査

- ・事務局は申請者の該当部局に部局審査を依頼する。
- ・部局審査会では該当部局の3名以上の部局委員により審査を実施する。
- ・部局審査会は、審査結果について、事務局へ「部局審査会報告書」を提出する。

4 研究倫理審査委員会による審査

- ・研究倫理審査委員会は、原則2ヶ月に1回開催し審議する。  
判定： 承認 ・ 継続審査 ・ 再提出勧告 ・ 不承認 ・ 非該当

5 審査結果通知書等の交付

研究倫理審査委員会委員長は、申請者に「審査結果通知書」及び「研究倫理審査委員会審査概要書」を交付する。

6 研究倫理審査委員会審査結果に対する回答書の提出（継続審査の場合）

継続審査となった申請は、審査結果通知書のコメント内容に従い修正等を行い「研究倫理審査委員会審査結果に対する回答書」を委員長あてに提出する。（回答書は委員会による迅速審査で承認となれば7の手続きを行う。

7 研究実施許可申請書の提出（承認となった申請のみ）

研究倫理審査委員会から承認を得た研究責任者は、「研究実施許可申請書」を学長に提出する。

8 研究実施許可申請に係る結果通知書の交付

学長は、研究実施許可申請書の提出があったら審査し「研究実施許可申請に係る結果通知書」を交付する。

9 承認された研究の名称等をホームページで公開する。

## 新指針制定後の研究倫理申請手続き（フロー図）

2021.7.1

研究責任者（研究代表者）



研究倫理審査申請書により審査申請（委員長あて）

研究倫理審査委員会

審査（事前審査→部局審査→委員会審査）



審査結果通知書

- ・承認
- ・継続審査…委員会の迅速審査において、審査結果通知書のコメント内容に従い修正等が確認できれば承認とする。
- ・再提出勧告…コメント内容に従い修正等の上、委員長へ申請書を再提出
- ・不承認
- ・非該当

研究責任者（研究代表者）

<承認の場合のみ>



研究実施許可申請書の提出（学長あて）

学 長

研究実施許可